第１回
第２次熊本市行政区画等審議会
会　議　資　料

地域政策課

日時　平成 29 年 2 月 13 日（月）　9 時 30 分～
場所　熊本市役所　議会棟２階　議運・理事会室

目　　次

【報告事項】

(1) 指定都市移行時の行政区画の編成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１

(2) 現在の行政区画の編成状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３

(3)指定都市移行後に生じた問題点（課題）・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ５

【審議事項】

(１)調査・審議事項　(２)今後の進め方とスケジュール・・・・・・・・・Ｐ15

報告事項

（１）指定都市移行時の行政区画の編成

第１次熊本市行政区画等審議会答申書（平成２２年４月１３日　行政区画の編成及び区役所の位置）において、本市が指定都市移行時に行政区画を編成した際の基準が示されている。

行政区画の編成時の基本的な考え方

① 人口規模

区の人口規模は、１０万人から１５万人程度が一つの目安

観点：行政効率や財政負担、きめ細かな行政サービスの提供
　　：地域の特性を生かした区単位のまちづくり

② 面積規模及び地形・地物

区の面積規模は、区役所までの時間・距離に配慮するが、他の基準との関係で必要がある場合は考慮

区の境界は河川・道路等の明確な地形・地物を考慮

観点：地域の歴史的な形成
　　：市民の利便性、一体感の醸成

③ 地域コミュニティ及び通学区域

現存の地域コミュニティは、可能な限り分断しない

① 自治会・区長会の組織については、分断しないよう配慮する
② 公民館の所管区域は大幅な再編成を必要としないものとする
③ 小学校の通学区域については、分断をしない
④ 中学校の通学区域についてはなるべく配慮する

観点：区における住民自治を尊重

④ 公共機関の所管区域及び選挙区（国）

国・県等の公共機関（法務局、税務署、警察、郵便局等）の所管区域とできる限り整合性を確保

国会議員の選挙区については、一定の考慮

観点：市民の利便性や行政の効率性

（2）現在の行政区画の編成状況

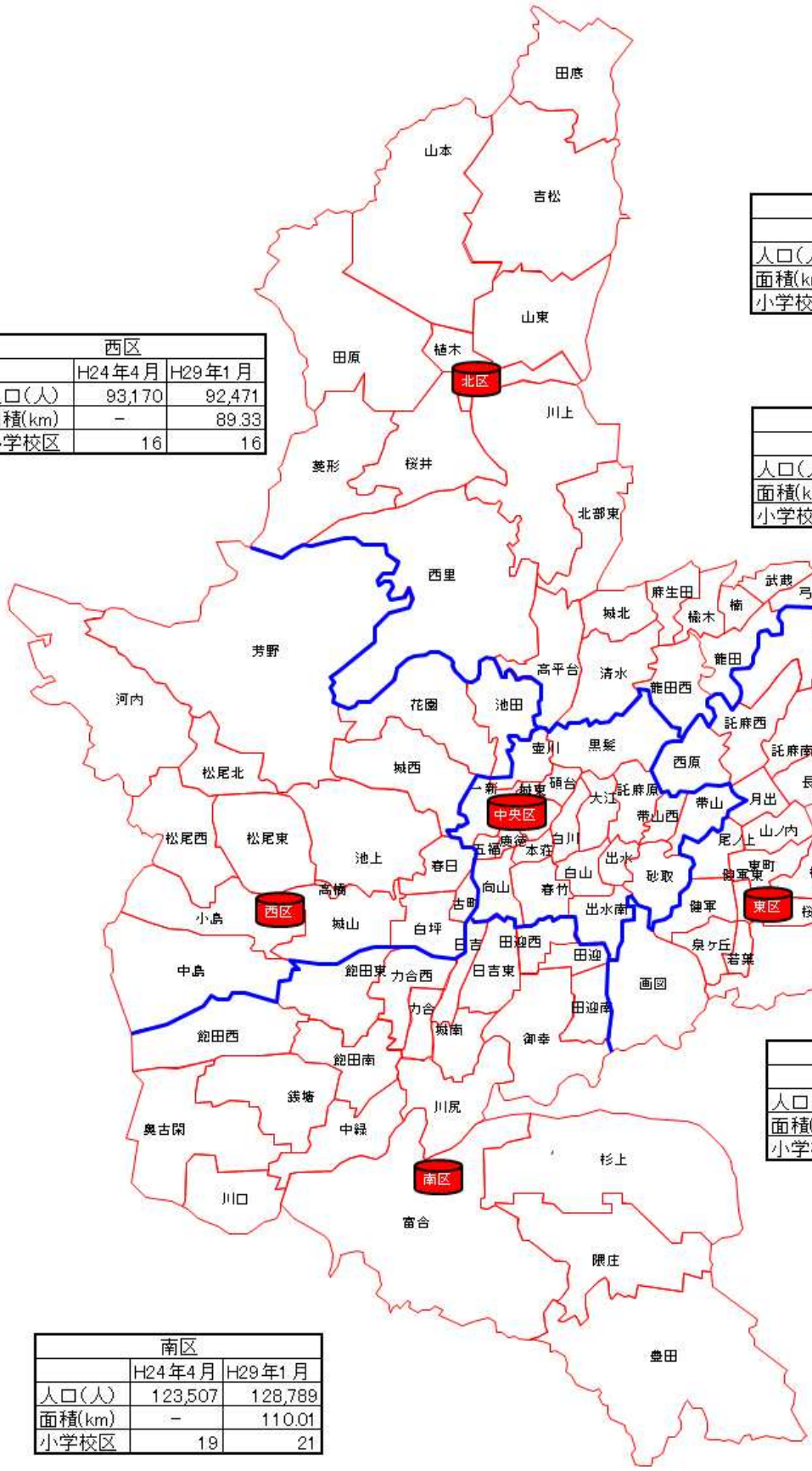

北区		
	H24年4月	H29年1月
人口(人)	145,462	143,091
面積(km)	－	115.34
小学校区	20	21

西区		
	H24年4月	H29年1月
人口(人)	93,170	92,471
面積(km)	－	89.33
小学校区	16	16

中央区		
	H24年4月	H29年1月
人口(人)	183,881	186,909
面積(km)	－	25.45
小学校区	19	19

東区		
	H24年4月	H29年1月
人口(人)	188,341	188,553
面積(km)	－	50.19
小学校区	18	18

南区		
	H24年4月	H29年1月
人口(人)	123,507	128,789
面積(km)	－	110.01
小学校区	19	21

出典：熊本市の推計人口、国土交通省国土地理院

（３） 指定都市移行後に生じた問題点（課題）

① 指定都市移行後に小学校の通学区域が変更された事例（２箇所）

・保田窪二丁目２番街区（H24.4.1）

・壺川校区１７町内（H26.4.1）

※ それぞれの経緯は、別紙参照

② 地域住民の主な主張

（まちづくり活動への影響）

・区割りをする時、住民主導のまちづくりを進めるための大前提が小学校区を分断しないということだったが、現在は、小学校区が行政区で分断されている。

・行政が区の特性を活かしたまちづくりを進める一方で、地域の様々なまちづくり活動は、町内自治会を始め、小学校区を単位としている。

・普段の地域活動はA区に属する校区の住民と一緒であるが、行政区はB区なので、A区のまちづくりに参加できない。

・ハザードマップの作成や健康まちづくりなど、どちらの校区に参加していいのか。

・民生・児童委員として、A区のブロック会議に参加しているが、自分だけ住所がB区なので違和感を感じる。

（行政サービス等の影響）

・行政内部でも、行政区と校区のねじれを知らない部署があり、管轄が違うといわれたことがある。毎回、説明しなければならない。

・区役所の職員も、まずは“区”という意識が先に立ってしまうのではないかと感じている。

・災害が発生した際は、どちらの避難所になるのかがはっきりしない。

・同じ校区内なのに、選挙の投票所が異なる。

・実質的にはA区の住民として生活しているが、選挙ではB区となる。自分達の民意が反映されない。

・小児検診等は、住所地の区から案内が来る。区役所に相談すると、住所地以外でも受信できますと言われるが、いちいち変更の手続きをしなければならない。

・ささえりあの管轄も異なる。

（その他）

・同じ小学校に通っているのに、住所の区が違うという、感情的なものもある。

・郵便物や宅配も誤配や届かないことがある。

・同じ地域の中に、行政区界という見えない線があるような感じを受ける。

・住民のアンケートの中で、「普通に暮らしたいだけ」とあった。

③ 行政区の変更手続きに関するオンブズマンの見解（要旨）

（行政区変更の意義）

・行政区の変更問題は、地域住民の自治のあり方と行政区のまちづくりの参画と協働に関わる問題として扱われる必要がある。

・また、行政区はそのまま選挙区になることから、区をまたがる通学区域の変更問題は行政区の変更問題、選挙区の変更問題に直結している。

（行政区の変更手続きのルール化）

・通学区域の変更問題と行政区の変更問題は連動していても、それぞれ固有の視点で論じられる必要がある。

・行政区の変更を要望する地域住民にとって重要なのは、どのような手続きに従ってどこに申請すれば、行政区の変更が可能になるのかが明確にルール化されていること。

・そのためには、第一に行政区の変更について審議する審議会の設置、第二に行政区の変更手続きのルール化が必要である。

（通学区域の変更から行政区の変更へ）

・行政区の変更を審議する過程に、二つの自治会関係者が公開の場で対話する手続を組み込む必要がある。

・行政区画等審議会には、二つの自治会代表者らの対話を促進する役割を果たすことが期待される。

保田窪 2 丁目の緩衝地区設定の経緯

昭和 41 年 4 月
西原小学校開校
保田窪 2 丁目 1 番から 3 番 20～35 号は、西原小通学区域。

昭和 51 年頃
産業道路開通のため当該地区が分断。

昭和 54 年 4 月
帯山西小学校開校

昭和 55 年 4 月
当該地区より通学区域の変更要望を受け、帯山西小への緩衝地区を設定。

（参考）
当該地区の児童の通学状況　41 人中 41 人帯山西小へ通学　西原小への通学なし。
生徒の通学状況　10 人中 10 人帯山中へ通学　西原中への通学なし。
自治会については、西原校区自治会及び帯山西校区自治会が混在。

保田窪 2 丁目 2 番街区の通学区域変更要望に係る経緯

平成 23 年 10 月 28 日
保田窪 2 丁目 2 番の全 43 世帯より通学区域変更の要望書提出。（西原小→帯山西小・西原中→帯山中）

平成 23 年 11 月 1 日
西原 1 町内会長（西原校区自治協議会長）へ説明し、承認を得る。

平成 23 年 11 月 8 日
帯山西 1 町内会長説明へ説明し、承認を得る。

平成 23 年 11 月 15 日
西原 1 町内役員会へ説明し、承認を得る。

平成 23 年 11 月 17 日
帯山西校区自治協議会会長へ説明し、承認を得る。

平成 24 年 1 月 13 日
帯山西小・西原小・帯山中・西原中の各学校長へ説明し、承認を得る。また、学校長から PTA 会長への説明を依頼。

平成 24 年 2 月
各小中学校・PTA から通学区域の変更については了承の連絡を受ける。

平成 24 年 3 月 12 日
通学区域変更に係る地域説明会を開催

平成 24 年 3 月の教育委員会会議へ議案提出

平成 25 年 12 月
自民党高本議員一般質問で該当街区に関する区割りの変更についての質問有り

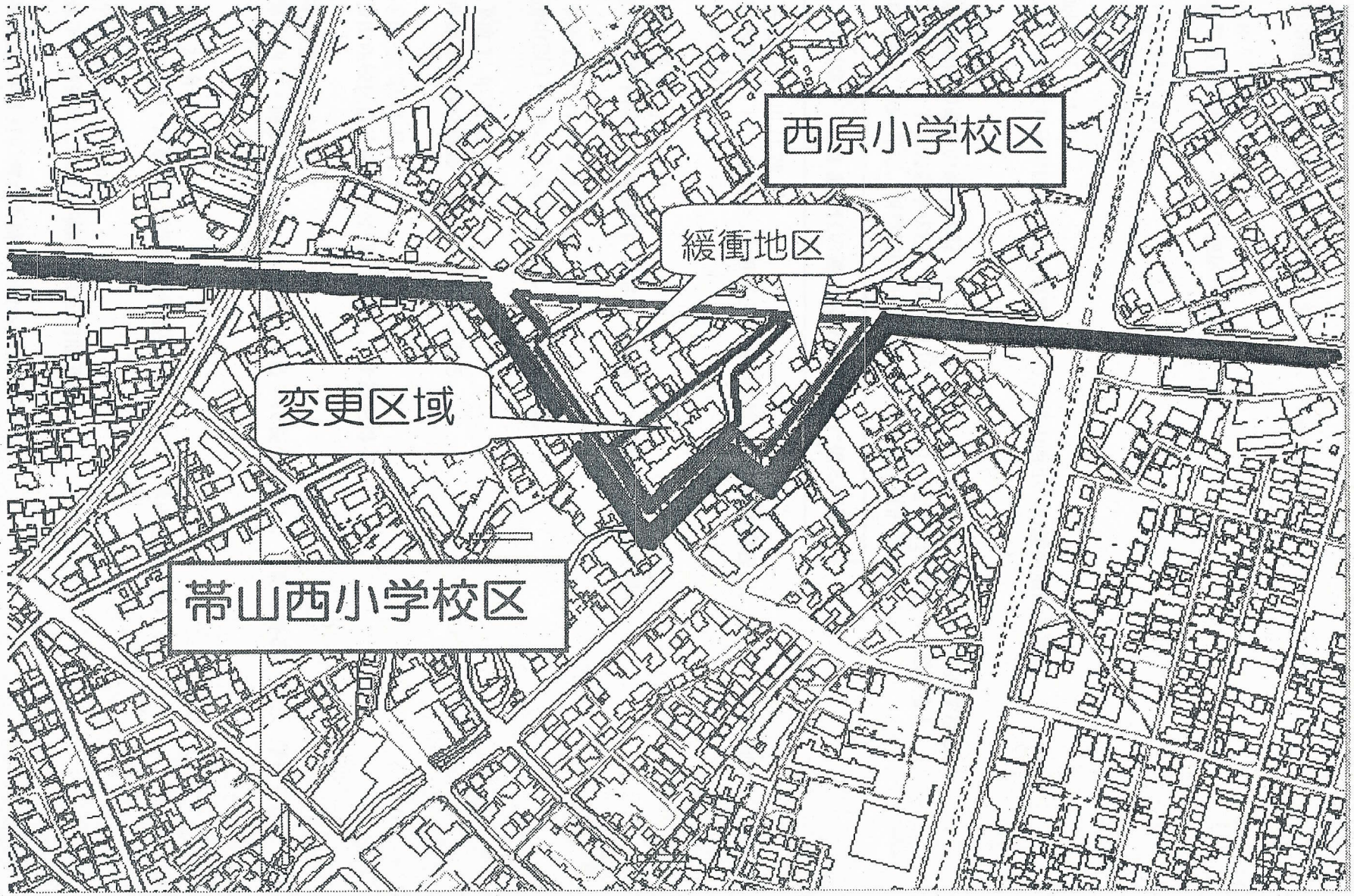
西原小学校区
緩衝地区
変更区域
帯山西小学校区

壺川校区第 17 町内校区変更申請後のこれまでの経緯

年　月		教育委員会の対応等
平成２２年	3月	壺川校区１７町内より通学区域変更の「陳情書」の提出あり ・署名（１７４名）
平成２３年	4月	「現時点では通学区域を変更は出来ない」旨、文書で回答（資料 1）
平成２３年	6月	教育委員に対して、通学区域変更の「要望書」の提出あり
	8月	「現時点では、校区変更の要件を満たしていないため通学区域を変更は出来ない」旨、文書で回答
平成２４年	2月	壺川 17 町内自治会から市オンブズマンに校区変更について申し立て
	3月～	市オンブズマンの調査実施（学務課・区政推進課）
	7月	市オンブズマンから調査結果通知(資料2)
	１０月	壺川 17 町内自治会会議に教育委員会の今後の対応について説明
平成２５年	3月	壺川校区第 17 町内会長と高平台校区第 1-1 町内自治会長の面談を実施 ・地域の現状と通学区域変更のこれまでの経緯を両自治会で確認 （校区変更に対する同意を求めるものではないことを了承したうえで面談）
	6月	高平台１-１町内自治会長より、承諾の電話連絡あり ・「校区変更について、地域、自治会総会で了解を得たので校区を変えても良い」
	7月	「校区変更について」の承諾書の提出 ・高平台１-１町内自治会長及び高平台自治協議会長より
平成２６年	1月	通学区域変更に伴う地域説明会開催 ※地域住民の了解を得る
	2月	教育委員会会議に通学区域変更議案提出
	3月	通学区域変更について、地域住民へお知らせ文書配布
	4月	４月１日より通学区域変更実施

平成27年	1月	21日壺川校区17町内より行政区の変更（北区→中央区）に関する相談あり
	8月	26日壺川校区17町内の行政区の変更について陳情書の提出あり

（資料1）○教育委員会の回答

通学区は、学校教育法施行令第5条第2項に基づき市の教育委員会が定めることとなっている。今回の申立人の主張に対する教育委員会としての見解は、以下の3点の理由から現時点では通学区域を変更することはできない。

1　当該地域は、高平台小学校の通学区域であるが、壷川小学校へも通学できる緩衝地区を設定しており、現在も、壷川小学校への通学が可能である。
2　通学区域の変更について、高平台校区自治会の同意が得られていないこと。
3　通学区域変更の要望については、地域内住民の総意が必要なこと。現在のところ地域内住民の総意は得られてない。

（資料２）○オンブズマンの判断（４つの事項）

①「通学の実態・壺川校区第17町内自治会の活動実績と通学区域の変更について」

当該地区のほとんどの子ども達が壷川小学校に通学しており、10年以上子ども達の社会的育成を支援する地域団体に参加し活動している。（実質的理由）

②「教育委員会が通学区域の変更を認めなかった理由について」

教育委員会は通学区域の変更をできるだけ認めまいとしている。申立人の実質的な要望に対して真正面から応える必要がある。

③「通学区域の変更の必要性と変更手続のルール化の必要性について」

教育委員会に求められるのは、二つの自治会間の対話を促進する役割である。教育委員会が両自治会間の対話を促進するように働きかけることによって、両自治会自身が対話による相互理解と関係調整を試みることになるものと思われる。

教育委員会には、その対話が効果的に促進されるように支援する役割を果たすこと、が期待される。

④「行政区の変更手続について」

今回の事案の場合、行政区の変更を審議する過程に、二つの自治会関係者が公開の場で対話する手続を組み込む必要がある。（仮称）行政区審議会には、二つの自治会代表者らの対話を促進する役割を果たすことが期待される。

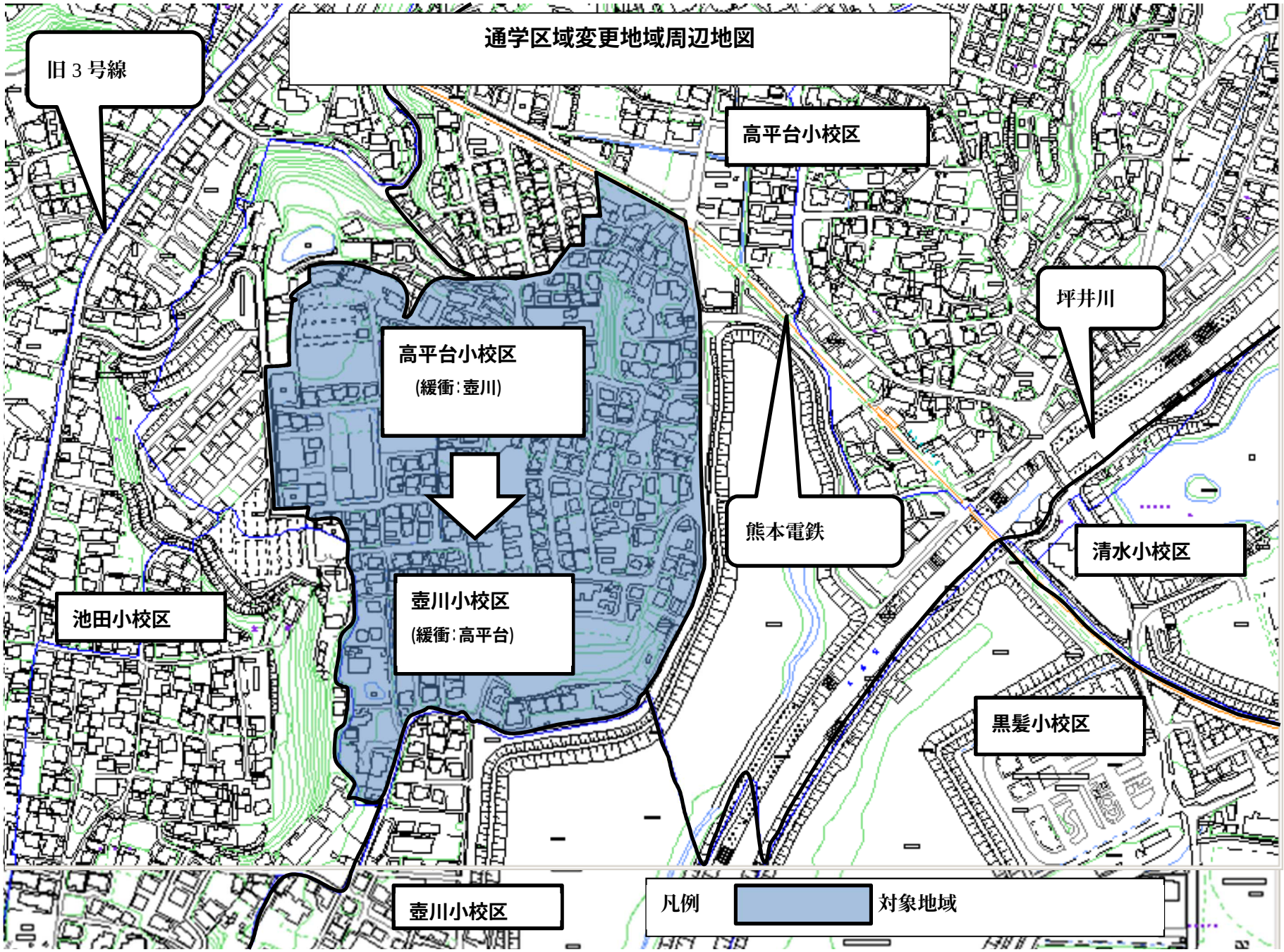
通学区域変更地域周辺地図
旧３号線
高平台小校区
高平台小校区
(緩衝：壺川)
壺川小校区
(緩衝：高平台)
池田小校区
壺川小校区
坪井川
熊本電鉄
清水小校区
黒髪小校区
凡例
対象地域

審議事項

（1） 調査・審議事項（案）

① 行政区画の変更に関する基本的な考え方（方向性）

② 行政区画を変更するとした場合の基準

③ 行政区画を変更するとした場合の変更手続き

（2） 今後の進め方とスケジュール（案）

予定		審　議　事　項　等
平成 28 年度	第１回 2 月 13 日（月） 午前 9 時 30 分	○諮問（行政区画の変更について） ○報告 (1)指定都市移行時の行政区画の編成 (2)現在の行政区画の編成状況 (3)指定都市移行後に生じた問題点（課題） ○審議事項 (1)本審議会における調査・審議事項 (2)今後の進め方とスケジュール
平成 29 年度	第 2 回 4 月下旬～ 5 月上旬頃	○行政区画を変更に関する基本的な考え方（方向性）の整理 行政区画変更の検討（変更による影響、他都市の実例） 行政区画変更を行う際に考慮すべき事項　など
	第 3 回～（4 回） 7 月上旬頃	○行政区画を変更する場合の基準 ○行政区画を変更する場合の変更手続き
	第 4 回（5 回） 9 月上旬頃	○答申書（案）の決定
	11 月以降～ 2 回程度開催	○行政区画の変更要望地域に関する審議